

## 地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令の概要

### 1. 概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）原始附則第 21 項が削除され、省令の全部が根拠を失うこととなったため、地方公務員法附則第 21 項の失業者を定める省令（平成 8 年自治省令第 7 号）を廃止するもの。

### 2. 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日（改正法の施行期日と同じ。）

#### 【参考】

#### ●地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（抄）

##### 附 則

（特別職に属する地方公務員に関する特例）

21 第三条第三項各号に掲げる職のほか、地方公共団体が、緊急失業対策法を廃止する法律（平成七年法律第五十四号）の施行の際現に失業者であつて同法の施行の日前二月間に十日以上同法による廃止前の緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項の失業対策事業に使用されたもの及び総務省令で定めるこれに準ずる失業者（以下「旧失業対策事業従事者」という。）に就業の機会を与えることを主たる目的として平成十三年三月三十一日までの間に実施する事業のため、旧失業対策事業従事者のうち、公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した者で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものの職は、特別職とする。

#### ●地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令（平成 8 年自治省令第 7 号）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）附則第二十一項に規定する総務省令で定める失業者は、緊急失業対策法を廃止する法律（平成七年法律第五十四号。以下「廃止法」という。）の施行の際公共職業安定所において廃止法による廃止前の緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項の失業対策事業に紹介される失業者として取り扱われていた者で、廃止法の施行前二月間に、公共職業安定所の職業紹介を受けて失業対策事業、公共事業、民間事業その他の事業に就労し、又は職業紹介を受けるため公共職業安定所に出頭した日数及び疾病若しくは負傷のため、又は公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けるため公共職業安定所に出頭できなかった日数を合計した日数が十日以上のものとする。